○外務省告示第三百五十六号

令和六年四月十九日にアディスアベバで、日本青年海外協力隊の派遣に関する日本国政府とエティオピア帝国政府との間の交換公文の一部改正に関する次の書簡の交換がエチオピア連邦民主共和国との間に行われた。

令和七年九月十六日

外務大臣　岩屋　毅

（ＪＩＣＡ海外協力隊の派遣取極の一部改正に関する日本国政府とエチオピア連邦民主共和国政府との間の交換公文）

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、エティオピア帝国へのＪＩＣＡ海外協力隊の派遣に関する日本国政府とエティオピア帝国政府との間の千九百七十一年十一月九日付けの交換公文（以下「交換公文」という。）に関し、日本国政府の代表者とエチオピア連邦民主共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を日本国政府に代わって確認する光栄を有します。

1　交換公文中「エティオピア帝国」を「エチオピア連邦民主共和国」に改める。

2　交換公文の1を次のように改める。

1　協力隊員は、エチオピア連邦民主共和国政府の要請に基づき、両政府の権限のある当局の間で別個に合意される派遣計画により、日本国において効力を有する法令に従い、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）によってエチオピア連邦民主共和国に派遣される。日本国政府の権限のある当局は外務省であり、エチオピア連邦民主共和国政府の権限のある当局は財務省である。

3　交換公文の2から4までを削り、1の次に次の2を加える。

2　予算措置がとられることを条件として、協力隊員の日本国とエチオピア連邦民主共和国との間の渡航費及びエチオピア連邦民主共和国における生活手当はＪＩＣＡによって負担され、また、協力隊員の任務の遂行に必要な設備、機械、自動車及び資材についてもＪＩＣＡによって使用に供される。

4　交換公文の5を次のように改める。

3　ＪＩＣＡは、エチオピア連邦民主共和国における協力隊員の活動に関連してＪＩＣＡによって与えられる任務を遂行するための協力隊員の駐在員一名及び調整員（以下それぞれ「駐在員」及び「調整員」という。）を派遣する。

5　交換公文の6を4とする。

6　交換公文の新たな4(e)を次のように改める。

(e)　各協力隊員に対し、適当な無料の住居施設又は適当な無料の住居施設が利用可能でない場合には、住居手当のための適当な月ごとの補助金を供与する。

7　交換公文の新たな4の次に次の5及び6を加える。

5　エチオピア連邦民主共和国政府は、協力隊員の任務の遂行に起因し、当該任務の遂行中に発生し、又は当該任務の遂行に関連して当該協力隊員に対する請求が生じた場合には、当該請求について責任を負う。ただし、当該請求が当該協力隊員の重大な過失又は故意から生じたことについて両政府が合意する場合は、この限りでない。

6　エチオピア連邦民主共和国政府は、エチオピア連邦民主共和国に滞在中の協力隊、駐在員及び調整員並びにこれらの者員の家族の安全を確保するために必要な措置をとる。

本使は、更に、この書簡及びエチオピア連邦民主共和国政府に代わって前記の了解を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千二十四年四月十一日にアディスアベバで

エチオピア連邦民主共和国駐在

日本国特命全権大使　柴田裕憲

エチオピア連邦民主共和国

財務国務大臣　セメリタ・サワソ閣下

（エチオピア側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、二千二十四年四月十一日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、エチオピア連邦民主共和国政府に代わって前記の了解を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千二十四年四月十九日にアディスアベバで

エチオピア連邦民主共和国

財務国務大臣　セメリタ・サワソ閣下

エチオピア連邦民主共和国駐在

日本国特命全権大使　柴田裕憲閣下

（日本青年海外協力隊の派遣に関する日本国政府とエティオピア帝国政府との間の交換公文）

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、日本国とエティオピア帝国との間の技術協力を促進するため日本青年海外協力隊（以下「協力隊」という。）をエティオピア帝国に派遣することに関し、日本国政府とエティオピア帝国政府の代表者との間でエティオピア帝国において行われた最近の討議に言及する栄光を有します。本使は、これらの代表者の間で到達した次の了解を日本国政府に代わって確認いたします。

1　日本国政府は、エティオピア帝国政府の要請に基づき、日本国の現行法令に従い、かつ、予算措置がとらえることを条件として、両政府間で別個に合意される計画に従ってエティオピア帝国の社会的及び経済的開発活動に従事する協力隊の隊員をエティオピア帝国に派遣する。

2　エティオピア帝国政府は、選抜に先だち協力隊の各隊員のための作業内容の説明を日本国政府に提供する。作業内容の説明は、協力隊の各隊員の任務及び必要とされる資格を定めるものとする。

日本国政府は、協力隊の各隊員に関するすべての入手可能な情報をエティオピア帝国政府に提供する。

3　日本国政府は、協力隊の隊員の日本国とエティオピア帝国との間の渡航費を負担し、協力隊の隊員のエティオピア帝国における任務中その生活手当を支給し、並びに協力隊の隊員の任務の遂行に必要な機械、器具、材料及び医薬品を供与する。

4　協力隊の隊員は、その任務の遂行に際し、エティオピア帝国政府又は任命される機関若しくは機構の指示のみに従う。協力隊の隊員は、随時効力を有しているエティオピア帝国政府の規則及び命令に従う。

5　日本国政府は、エティオピア帝国における協力隊の活動に関連して日本国政府が与える任務を遂行するための協力隊の駐在員一人及び調整員二人を派遣する。

6　エティオピア帝国政府は、次のことを行なう。

(a)　協力隊の駐在員、調整員及び隊員に日本国から送付される手当及び給付に対し又はこれらに関連して課される所得税その他すべての種類の課徴金を免除すること。

(b)　協力隊の駐在員、調整員及び隊員の任務の遂行に必要な機械、器具、材料その他の物品の輸入に対し又はこれに関連して課される関税その他すべての種類の課徴金を免除すること。

(c)　協力隊の駐在員、調整員及び隊員の身回品及び家庭用品の輸入に対し又はこれに関連して課される関税その他すべての種類の課徴金を免除すること。ただし、それらの物品が着任後六箇月以内に輸入され、かつ、任務の完了に際して再輸入されること若しくは現地で売却される場合には、関税その他課徴金を支払うことを条件とする。

(d)　駐在員及び調整員が公務に使用する一人につき一台の自動車を免税で輸入することを認めること。ただし、現地で売却される場合には、相当の輸入税を支払うものとする。

(e)　協力隊の各隊員に対し、適当な無料の住居施設若しくは適当な無料の住居施設が得られない場合には、住居費のための適当な月極めの補助金を供与する。この住居施設に関する細目取極は、1にいう計画中に定める。

7　両政府は、協力隊の計画の実施を成功させるため随時協議する。

8　前記の了解は、両政府間の交換公文によって修正することができ、かつ、一方の政府が他方の政府に対しこの了解を終了させる意思を六箇月前に書面によって通告することにより終了させることができる。

本使は、さらに、前記の了解がエティオピア帝国政府にとつて受諾しうるものであるときには、この書簡及び閣下の返簡が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずる日本国政府とエティオピア帝国政府との間の合意を構成するものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

千九百七十一年十一月九日にアディス・アベバで

日本国大使　瓜生復男

エティオピア帝国政府

企画委員会委員長

アト・テカリグン・ゲダム閣下